

平成26年度事業計画

第1 事業方針

1 平成25年4月1日に一般財団法人に移行した一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下「本機構」という。）は、都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かな暮らしづくりを進めようとする農山漁村住民の意向を踏まえ、都市と農山漁村の交流を積極的に推進するとともに、都市と農山漁村が一体となった地域活性化を図り、国土の均衡ある発展及び自然と調和のとれた豊かで潤いのある社会の実現に寄与することを目的として、各種事業を展開することとする。

平成26年度の事業計画は、一般財団法人としての公益目的支出計画を踏まえ、都市と農山漁村の交流や地域の活性化を一層促進する観点から樹立したものである。

2 都市と農山漁村の交流等の高まりにより、農産物直売所、農林漁家民宿、農家レストラン、市民農園、クラインガルテン、各種体験施設等の交流ビジネス等が生まれ、農山漁村における6次産業化が着実に進展している。また、グリーン・ツーリズムについても農山漁村で6次産業化が進む中でコミュニティビジネスへと発展してきている。さらにグリーン・ツーリズムが地域の活性化により具体的に結びつくような展開が求められている。

このような新たな情勢変化等に適切に対応するため、都市と農山漁村の交流等による6次産業化の推進及び農山漁村コミュニティビジネスによる地域活性化の推進を基本に各種事業を総合的・体系的に実施する。

3 都市住民の「農」ある暮らしや田舎暮らしに対する願望が相当程度あり、特に団塊世代や若い世代でその傾向が強いことが世論調査等で明らかになっている。このような状況の中で、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの普及を通じて、ゆとりある国民生活や農山漁村の活性化を図る「都市と農山漁村の共生・対流」を一層推進する必要がある。

このため、市町村、NPO、企業、団体等を構成員とする「オーライ！ニッポン会議」に結集する推進主体の一つとして、「オーライ！ニッポン会議」と連携しつつ、都市と農山漁村の間を「人・もの・情報」が活発に循環する活力ある経済社会の実現を目指して共生・対流を推進するための国民運動の展開を図ることとする。

4 都市住民のニーズを実現し、都市と農山漁村の共生・対流を一層推進するためには、農山漁村主体の取組みだけではなく、都市と農村が連携して共通の目標を達成するための協働が必要である。健康的でゆとりある生活、やすらぎ、自然を求めるトレンドを背景に都市住民のグリーン・ツーリズムに対する潜在的ニーズは高いものの、実際の行動までに結びついていない状況にあり、都市住民の潜在的ニーズを具体的な行動に結びつけるためには、団塊世代や若い世代向けといった年代層などに応じた効果的な情報提供と相談活動等が必要である。

このため、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市住民のニーズに対応した農山漁村における受入体制の整備、取組みの中心となる人材の育成、確保等の都市農山漁村交流促進の支援を行うとともに、都市農村交流の情報収集・発信機能を強化し、本機構の各WEBサイト、SNS、「食と農の絆」アプリ等で積極的な運営を行う。また、農山漁村コミュニティビジネス関係情報の体系的整備についての検討を行う。

さらに、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」が、総務省、文部科学省及び農林水産省の3省連携プロジェクトとして平成20年度から推進されている。

本機構としては、本プロジェクトに対するこれまでの経験を活かし、受入地域の体制づくり、地域リーダーの育成、安全管理体制の確立等受入地域整備の支援並びに教育効果を高めるための農林漁家泊型学校教育受入活動の検討を行う。

5 交流による新たな地域活性化策の構築を目指して農山漁村コミュニティビジネスセミナー（まちむらセミナー）を引き続き開催する。

また、6次産業化、農山漁村コミュニティビジネス化等の動きが各地で見られ、地域政策も地方分権化の大きな流れの中で全体最適性を目指す地域活性化策が主流となりつつあり、補助金も市町村等に直接交付される状況となってきた。このような情勢に対応するため、本機構においては、外部専門家との連携等による地域活性化支援体制を強化し、補助金等を活用した各地域の活性化方策が円滑に推進できるよう支援する。

さらに、農村地域への工業等の導入の促進を通じた就業機会の確保による地域活性化の支援や近年各地で増加している農産物直売所を農山漁村のビジネスとして育成支援していくため、「全国農林水産物直売サミット」の開催、直売所間のネットワーク化を推進するとともに、地域における着地型旅行商品づくりの支援や体験を主体とした着地型旅行商品の地域と旅行会社との橋渡しを行う。

6 都市と農山漁村の交流等により、引き続き東日本大震災の復興支援等を行う。

7 都市と農山漁村の交流を促進する観点から、生産者と消費者の交流を積極的に推進し、都市住民の農業・農村の理解の増進を図るほか、各種イベントやフォーラムの開催を行うとともに、多様なメディアを通じた広報活動や出版活動を行う。

一般財団法人化2年度目となる平成26年度においては、公益目的支出計画に沿った事業を実施するとともに、新執行体制の下、都市と農山漁村の共生・対流の推進や農山漁村地域の活性化を一層図ることとし、第2の事業内容に掲げる事業を総合的に推進することとする。

事業の実施に当たっては、自主事業の拡充強化及び経費の節減を基本に業務の効果的な実施、経理事務の適性化等業務の適切な運営を行う。また、情報公開の徹底を図ることにより公平性、透明性を確保する。

さらに、個人会員制度の充実等により財政基盤の強化に努める。

第2 事業内容

I 都市と農山漁村の交流促進を通じた農山漁村活性化支援事業

1 都市農山漁村の交流促進

(1) オーライ！ニッポン会議支援事業

「オーライ！ニッポン会議」（都市と農山漁村の共生・対流推進会議）に結集する推進主体の一つとして、「オーライ！ニッポン会議」と連携しつつ、民間が主体的に取り組む都市と農山漁村の共生・対流の国民運動を引き続き展開することとし、共生・対流の優れた取組みに対する表彰事業（オーライ！ニッポン大賞）等を実施する。また、共生対流の取組みが自主的、継続的なものになるため、経営ノウハウ、人的ネットワークの構築についてサポートのあり方を研究する。

(2) 子ども農山漁村交流プロジェクト支援事業

農林水産省、文部科学省、総務省の3省連携施策として、平成20年度から子ども達の学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として「子ども農山漁村交流プロジェクト」が開始され、全国の農山漁村でふるさと生活体験活動（農林漁家泊等）が推進されている。

本機構は、本プロジェクトの開始以来、全国の受入地域及び小学校の基本情報の共有化、受入地域の体制整備、拡充等に努めてきたところである。このような受入登録地域と小学校をつなぐ取組みを担ってきた経験を活かし、本プロジェクトの円滑な推進が図られるよう、WEB等による小学校・旅行会社と受入地域とのコーディネート、受入地域の登録、管理者養成や体制整備等の研修会、アドバイザー派遣、メールマガジンの発行、地域ブロック協議会との連携、小学校関係者向けの解説等を行うとともに、「子供農山漁村交流プロジェクト支援検討委員会」を設置し、教育効果を高める手法の検討等を行うこととする。

(3) 都市と農山漁村の交流促進事業

ア 交流イベント等支援事業

都道府県、市町村等が実施する都市農村交流イベント、農林漁業体験活動等の行事に対して、本機構はその要請に応じ、企画、運営に参画し、主催者に協力して行事の円滑な運営と都市農山漁村交流の促進を図る。また、ふるさとふれあいプロジェクト事業の支援を行う。

イ 「村づくり塾」、「塾友会」等の活動推進事業

地域の人材育成や活性化に取り組んでいる全国の村づくり塾運動等について支援・相談活動を行うとともに「塾友会」等法人会員企業の協力を得て、企業のノウハウを活用した都市と農山漁村の共生・対流の推進を図る。

2 農産物直売所等 6 次産業活動の推進

全国各地で直売活動に携わっている実践者、支援者が一堂に会し、相互の情報交換や運営上の課題と対策の検討を行う「全国農林水産物直売サミット」を開催するとともに、「全国農林水産物直売ネットワーク」の組織拡大を図る。また、このネットワークを通じて、東日本大震災に対する支援活動を継続して実施する。

3 着地型旅行商品づくり支援事業の推進

各地域ではグリーン・ツーリズムに関する各種体験メニューを作成し、情報発信等を行っているが、各メニューの大半は商品として旅行会社に取り上げられるに至っていない。

このため、本機構は平成 19 年、旅行業法に基づく旅行者に登録し、地域における着地型旅行商品づくりの支援を行うとともに、その商品等を旅行会社に橋渡しする新たなビジネスモデルの構築を引き続き推進する。また、市町村長と語る旅、食材探しの旅、農林漁家民宿おかあさん 100 選記念企画ツアー、農産物直売所ツアー、地球温暖化の防止等実地研修を通じての人材育成あり方等を考えるセミナーツアー等を実施する。

4 農村地域工業等導入促進支援事業の推進

農村地域への工業等導入の円滑な促進を図るため、市町村及び都道府県が実施する農村地域工業等導入実施計画の策定及び変更、実施計画策定に先立って必要となる用地の選定ないし土地利用構想の策定、導入すべき業種の選定、さらには計画策定後の工業用地等造成に係る諸事項等に関する支援活動を受託、農商工連携セミナー、研修等により実施する。

5 出版事業

グリーン・ツーリズム等都市農山漁村交流の優良事例集、グリーン・ツーリズム感動物語シリーズ、海外グリーン・ツーリズム研究シリーズ、各種マニュアル、テキスト、パンフレット等、出版事業の拡充強化を図る。

II 都市農村交流情報収集・発信事業

1 ホームページによる情報の収集・発信事業

全国の農林漁家民宿、農家レストラン、農産物直売所、交流施設、観光農園等グリーン・ツーリズムデータを収集整備するとともに、廃校活用、市民農園等の先駆的な取組事例を紹介する。また、本機構が運営するオーライ！ニッポン会議及び子ども農山漁村交流プロジェクトサイトの充実を図るとともに相談窓口を通じての指導、助言等を行う。

スマートフォン、タブレット等近年スマートデバイスの普及が加速していることを考慮し、平成 25 年度に立ち上げたスマートフォンアプリ「食と農の絆」の機能強化、着地型旅行商品等との連携をはじめ、当機構の情報提供の形態についてもパソコンからモバイルへの対応を図る。

このほか、本機構の組織・業務、調査研究の成果、行事等の情報発信を行うとともに

WEBサイトを公開している市町村、団体等と本機構のWEBをリンクさせ、市町村等のWEBサイトへのアクセスを容易にするサービスを提供する。

2 広報事業

ア 都市住民のニーズに即応したふるさと情報（農山漁村の自然環境、生産、生活、文化、特産品等に関する情報）を新聞、雑誌、大都市部の自治体の広報誌、タウン誌、旅行誌、テレビ、ラジオ、企業広報等のあらゆる媒体を通じて積極的に提供し、都市住民が日常的に農山漁村情報に接する機会の拡大を図る

イ 都市・農山漁村交流、農山漁村地域の活性化に関する情報提供及び本機構の業務等の周知徹底を図るため、ファックス通信「まちむらNews」（毎月）を配信する。

ウ 都市農山漁村交流や農山漁村地域の活性化に関する映像情報の「ビデオライブラリー」を設置し、研修等へのビデオの貸出しを行う。

エ グリーン・ツーリズムツアー等を通じて、農山漁村地域及びグリーン・ツーリズムに取り組む旅行者等へ情報提供や一般の人々への相談業務を行う。

オ その他、本機構の日常活動を通じて、都市農山漁村交流の促進、農山漁村地域活性化に対する理解を深め、支援者の拡大に努める。

3 農山漁村コミュニティビジネスセミナー（まちむらセミナー）等事業

近年、都市と農山漁村の交流は、農山漁村地域の6次産業化を促進し、グリーン・ツーリズムにおいてもコミュニティビジネスへと変化しつつある。このような状況に対応していくためには、新たな視点に立った総合的な地域活性化策が求められており、また、これを担うコーディネーター等の人材育成が急務となっている。

ア 農山漁村コミュニティビジネスの起業、経営強化、情報提供、人材育成、6次産業化、未利用地域資源の活用等を主軸テーマとして、各分野の専門家を講師とした地域活性化のための地産地消、農産物直売所、農林漁家民宿、農家レストラン市民農園、廃校活用施設、空き家・古民家、ジビエ料理の普及、マルシェ等の各種セミナー、フォーラム等を体系的、継続的に実施する。

また、農産物直売所、農家レストラン等の経営方針や諸課題について現場で学ぶセミナーツアーを実施する。

イ 月例研究会、地方セミナー、フォーラム等を開催する。

Ⅲ 農林漁業体験民宿事業

1 農林漁業体験民宿の登録促進事業

農林漁業体験民宿業者の登録実施機関として、登録推進を通じて民宿の健全な発展を図る。そのため、グリーン・ツーリズム総合補償制度等提供サービスの向上により登録促進を図る。登録民宿に対し、農林水産大臣の承認を受けた標識を貸し出すとともに、登録民宿の利用拡大を図るため、WEBサイトによる宿情報の提供、各種メディアの活用等により都市住民へ積極的にPRを行い、農林漁業体験民宿の利用促進を図る。

2 規制緩和型農家民宿調査事業

規制緩和型農家民宿の実態調査、農林漁家民宿経営改善のための経営シート作成、ネットワーク化等の推進を図る事業を行う。

主に、規制緩和型農家民宿の現状把握に係る事態調査として都道府県等へのアンケート調査と、経営実態把握のため現地聞き取り調査と分析を行い、調査結果を基に農林業家民宿経営テキスト(経営チェックシート)を作成する。

3 民宿研修事業

経営テキストを使用した「おもてなし」や「経営」についての研修会やセミナーを開催、持続可能な適正な料金設定のあり方の研究及び品質向上に向けての普及啓蒙を行う。

Ⅳ 地域活性化支援事業

1 受託調査、計画作成等支援事業

過疎化、高齢化の進展により活力の低下している農山漁村地域においては、地方分権化の大きな流れの中で補助金等も市町村等に直接交付される状況の下で、これを如何に有効に活用して地域の活性化を図るかが課題となっている。このような情勢に対応するため、本機構においては、外部専門家との連携等による地域活性化支援体制を強化し、各地域の活性化に有益な補助事業等の調査・発掘、事業の円滑な導入、実施のための手順・手段、事業のアフターケア等の支援を行うこととする。

この支援の実施に当たっては、グリーン・ツーリズム等の実績を活かしつつ、農山漁村コミュニティビジネス等の推進を図ることを基本に、地域においては農産物直売所・農林漁家民宿・農家レストランの食のトライアングルを構築し、これを着地型旅行で都市住民とつなぐとともに交流と物販と環境を一体化した新たな地域活性化策の構築を目指すこととする。

地域住民主体の地域再生に関する課題解決に向けた地域再生のワークショップを地域の要請に応じて支援する他、地域再生のワークショップの人材育成の支援を行う。

2 人材育成支援事業

都市と農山漁村の交流を円滑に推進し、また、都市住民等を農山漁村地域に長期間迎えるための様々な体制の整備、地域資源を活用したプログラムの作成等のため、農山漁村での取組の中心となる人材の育成、確保等の各種研修会等を開催する。

V 保険金集金業務

農林漁業体験民宿業者等グリーン・ツーリズムに関わる者を対象とした保険のグリーン・ツーリズム総合補償制度の集金業務、農林水産業関係者の福利厚生を図ることを目的として行ってきた保険の集金業務を行う。